

平成28年度 薩摩川内市ゴールド集落定住住宅リフォーム補助金 評価表 NO. 8

所管部課名	企画政策課		担当者	上村 裕一						
事務事業名	ゴールド集落活性化事業費									
根拠法令	薩摩川内市ゴールド集落定住住宅取得・リフォーム補助金交付要綱									
補助経過年数	1年以上5年以下									
平成28年度 予算額	3,850 千円	国県支出金 千円	一般財源 3,850 千円	その他 千円	その他の内容					
	指標名		目標値		目標年度					
成果指標①	対象区域への転入又は転居した世帯の人員数		30人/年		平成33年度					
成果指標②										
補助対象者	ゴールド集落に転入または転居して、定住のために住宅をリフォームした者 (転入後、1年以内に申請できる者に限る)									
補助対象経費	住宅をリフォームした費用(1回のリフォーム当たり30万円以上)									
補助対象事業・活動の内容	住宅のリフォーム(自己の居住目的で増築または改築すること)									
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他								
補助金額又は 補助率	リフォーム費用の2分の1(ただし、甲地域:100万円、乙地域:70万円、丙地域:10万円が上限) + 子育て加算、市内業者加算、ゴールド集落加算									
上記項目の 積算方法	薩摩川内市ゴールド集落定住住宅取得・リフォーム補助金交付要綱第5条第2項のとおり									
補助を受ける 事業(団体)等の 決算状況	項目		平成25年度		平成26年度		平成27年度			
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)		
	収入	自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%		
		会費収入				0.0%		0.0%		
		事業収入				0.0%	0	0.0%		
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%		
		市補助金			2,115,000	100.0%	4,058,000	100.0%		
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%		
		計	0		2,115,000	100.0%	4,058,000	100.0%		
	支出	事業費			2,115,000	100.0%	4,058,000	100.0%		
		人件費				0.0%		0.0%		
		その他事務費				0.0%		0.0%		
						0.0%		0.0%		
						0.0%		0.0%		
		(翌年度繰越金)				0.0%		0.0%		
		計	0		2,115,000	100.0%	4,058,000	100.0%		
	支出計/前年度支出計						191.9%			
	自己資金/前年度自己資金									
	翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%			
交付件数			—		4(新規のみ)		11(新7、継4)			
成果指標の推移①					6人		9人			
成果指標の推移②										
特記すべき事項等	【前回評価】 なし(平成26年度創設) 【今年度の改善点】 本年度、当該補助金の制度について検討することとなっている。 【事業のPR方法】 定住促進補助制度に関するパンフレットを作成している。また、東京や大阪などで開催される移住セミナーにおいて紹介している。									

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該補助金を活用し、定住を促進することで、人口増加につながり、ゴールド集落内において特に懸念されるコミュニティ活動の低下への対策となる。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	高齢化が進行するゴールド集落への定住者増加を図るためには、転入・転居する者に対する補助制度を設けることが有効であると思われる。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	特にゴールド集落においては、人口減少・高齢化は深刻な問題であり、地域におけるニーズも当該補助金の趣旨に沿っている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	個人が自身の居住のために行うものであり、行政が実施すべき事業ではない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	要綱に規定された算出方法を用いて交付している。補助対象経費以上の補助額にはならないため、妥当な補助額である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	住宅を新築または購入した際における補助であり、同一世帯に対して何度も補助するものではない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	移住者により地域経済の活性化へつながっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	ゴールド集落の他の支援制度と併せて実施することにより、定住人口の確保が図られている。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	経費は要綱において明確に規定されており、妥当性が認められると考えられる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ■見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ■補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
	〈上記方向の理由〉 より効果的な補助制度にするために、これまでの交付件数などのデータをもとに、平成28年度において補助内容を検討する。		〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 定住促進部会及び作業部会を開催し、10月頃までに改正案を固めたい。		〈まとめ〉